

(第59号議案)

中野区いじめ防止等対策推進条例の一部を改正する条例について

令和3年4月1日に公布された「中野区いじめ防止等対策推進条例(令和3年中野区条例第9号)」について、一部改正手続を下記のとおり行う。

記

1 改正理由

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という)の専門調査員及び調査部会について規定する必要があるため。

2 改正内容

(1) 専門調査員の設置

ア 特別の事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

イ 専門調査員は、学識経験を有する者並びに法律、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者(第16条第1項に規定する再調査委員会の委員である者を除く。)のうちから、教育委員会が委嘱する。

ウ 専門調査員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査が終了したときまでとする。

(2) 調査部会の設置

対策委員会は、第15条第1項の規定による調査を行うに当たり必要があるときは、調査部会を置くことができる。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別添のとおり

中野区いじめ防止等対策推進条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(中野区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 教育委員会は、特別の事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。</u></p> <p><u>7 専門調査員は、学識経験を有する者並びに法律、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者(第16条第1項に規定する再調査委員会の委員である者を除く。)のうちから、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>8 専門調査員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査が終了したときまでとする。</u></p> <p><u>9 対策委員会は、第15条第1項の規定による調査を行うに当たり必要があるときは、調査部会を置くことができる。</u></p> <p><u>10 対策委員会の委員(専門調査員を含む。以下同じ。)</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p><u>11 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(中野区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>